

姫路河川国道事務所河川関係風水害対策部運営計画

第6条 （防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と判断したときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要のなくなったときはこれを解除するものとする。

1.河川・海岸

（1）注意体制

- （イ）管内に大雨、洪水及び高潮に関する注意報が発令されたとき
- （ロ）台風の本邦上陸が予想されるとき
- （ハ）流域平均累加雨量が 50 mmに達したとき
- （二）国包水位観測所、龍野水位観測所、板波水位観測所、山崎第二水位観測所、万願寺水位観測所、東栗栖水位観測所、菅水位観測所のいずれかの観測所の水位が、水防団待機水位を超すと予想されるとき
- （ホ）陸閘、排水機場、樋門等の操作体制をとる必要があるとき
- （ヘ）加古川大堰において洪水警戒体制を発令したとき
- （ト）対策部長が必要と判断したとき
- （チ）河川部関係風水害対策本部長（以下、「対策本部長」という。）が指示したとき

（2）第1警戒体制

- （イ）管内に大雨、洪水及び高潮に関する警報が発令したとき
- （ロ）台風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき
- （ハ）流域平均累加雨量が 100 mmに達したとき
- （二）国包水位観測所、龍野水位観測所、板波水位観測所、山崎第二水位観測所、万願寺水位観測所、東栗栖水位観測所、菅水位観測所のいずれかの観測所の水位が、氾濫注意水位を超すと予想されるとき
- （ホ）水防活動の必要が予想されるとき
- （ト）陸閘、排水機場、樋門等の操作の必要があるとき
- （チ）被害の発生が予想されるとき
- （リ）加古川大堰において全開操作の必要があるとき
- （ヌ）対策部長が必要と判断したとき
- （ル）対策本部長が指示したとき

（3）第2警戒体制

- （イ）流域平均累加雨量が 100 mmに達し、さらに大雨の恐れがあるとき
- （ロ）国包水位観測所、龍野水位観測所、板波水位観測所、山崎第二水位観測所のいずれかの観測所の水位が、氾濫危険水位を超すと予想されるとき

(ハ) 国包水位観測所、龍野水位観測所、板波水位観測所、山崎第二水位観測所、万願寺水位観測所、東栗栖水位観測所、誉水位観測所のいずれかの観測所の水位が避難判断水位を超えたとき

(二) 兼用道路に係る交通規制の要請が予想されるとき

(ホ) 甚大な被害の発生が予想されるとき

(ヘ) 対策部長が必要と判断したとき

(ト) 対策本部長が指示したとき

(4) 非常体制

(イ) 国包水位観測所、龍野水位観測所、板波水位観測所、山崎第二水位観測所、万願寺水位観測所、東栗栖水位観測所、誉水位観測所のいずれかの観測所の水位が、計画高水位を超えたとき

(ロ) 甚大な被害が発生したとき

(ハ) 対策部長が必要と判断したとき

(ニ) 対策本部長が指示したとき

2.加古川大堰

以下、 $Q_{in}(m^3/s)$ は大堰流入量

$\Sigma 6Rave$ は加古川流域平均 6 時間雨量

(1) 準備体制

(イ) 阪神（神戸市、三田市）、北播丹波（西脇市、多可町、篠山市、丹波市）、播磨南東部（加古川市、三木市、小野市、加西市、加東市）に警報（大雨・洪水）が発せられたとき。

(ロ) 流入量が $330 m^3/S$ に達する概ね 4 時間前を目標とする

$Q_{in}(m^3/s) < 30$ の時 $\Sigma 6Rave \geq 30 \text{ mm}$

$30 \leq Q_{in}(m^3/s) < 150$ の時 $\Sigma 6Rave \geq 12.5 \text{ mm}$

$150 \leq Q_{in}(m^3/s) < 240$ の時 $\Sigma 6Rave \geq 7.5 \text{ mm}$

$240 \leq Q_{in}(m^3/s)$ の時 $\Sigma 6Rave \geq 2.5 \text{ mm}$

$Q_{in}(m^3/s)$ 大堰流入量

$\Sigma 6Rave$: 加古川流域平均 6 時間雨量

(2) 予備警戒体制

(イ) 流入量が $330 m^3/S$ に達する概ね 3 時間前を目標とする

$Q_{in}(m^3/s) < 45$ の時 $\Sigma 6Rave \geq 47.5 \text{ mm}$

$45 \leq Q_{in}(m^3/s) < 150$ の時 $\Sigma 6Rave \geq 20 \text{ mm}$

$150 \leq Q_{in}(m^3/s) < 240$ の時 $\Sigma 6Rave \geq 10 \text{ mm}$

$240 \leq Q_{in}(m^3/s)$ の時 $\Sigma 6Rave \geq 2.5 \text{ mm}$

(ロ) その他、予備警戒体制が必要な時

(3) 洪水警戒体制

1) 洪水警戒体制

(イ) 流入量が 330 m³/S に達する概ね 2 時間前を目標とする

$$Q_{in}(m^3/s) < 50 \text{ の時} \quad \Sigma 6R_{ave} \geq 60 \text{ mm}$$

$$50 \leq Q_{in}(m^3/s) < 100 \text{ の時} \quad \Sigma 6R_{ave} \geq 25 \text{ mm}$$

$$100 \leq Q_{in}(m^3/s) < 190 \text{ の時} \quad \Sigma 6R_{ave} \geq 20 \text{ mm}$$

$$190 \leq Q_{in}(m^3/s) < 240 \text{ の時} \quad \Sigma 6R_{ave} \geq 15 \text{ mm}$$

$$240 \leq Q_{in}(m^3/s) \text{ の時} \quad \Sigma 6R_{ave} \geq 2.5 \text{ mm}$$

(ロ) その他、洪水警戒体制が必要な時

2) 貯留回復操作

(イ) 流入量が 1 0 0 0 m³/s 以下に減少し、阪神・北播丹波・播磨南東部の降雨に関する注意報、警報が解除され、気象・水象その他の状況より洪水に対して安全と認められる場合.

(注 1) 貯留回復操作においては、洪水警戒体制を継続する。

(注 2) 洪水警戒体制は、以下の条件で解除する。

- ① 流入量が 3 3 0 m³/s 以下に減少し、気象、水象その他の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなり、かつ主ゲートが平常時の状態（下段扉全閉、上段扉定水位自動制御）になった時。
- ② 流入量が 3 3 0 m³/s に達する見込みがなくなった時。

姫路河川国道事務所河川関係地震災害対策部運営計画

第6条 (防災体制の種類及び発令基準)

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と判断したときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い、要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。

(1) 注意体制

- (イ) 別表に掲載する震度観測点で震度4以上の地震を観測したとき
- (ロ) 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発令されたとき
- (ハ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ニ) 河川部関係地震災害対策本部長（以下、「対策本部長」という。）が指示したとき

(2) 警戒体制

- (イ) 別表に掲載する震度観測点で震度5弱または震度5強の地震を観測したとき
- (ロ) 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発令されたとき
- (ハ) 対策部長が必要と判断したとき
- (二) 対策本部長が指示したとき

(3) 非常体制

- (イ) 別表に掲載する震度観測点で震度6弱以上の地震を観測したとき
- (ロ) 兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発令されたとき
- (ハ) 重大な被害が発生したときまたは発生のおそれがあるとき
- (二) 対策部長が必要と判断したとき
- (ホ) 対策本部長が指示したとき

別表

対 応 部 署	震 度 観 測 点
事務所 加古川大堰 小野出張所	加古川市加古川町 高砂市荒井町 小野市王子町
事務所 加古川大堰	稲美町国岡
事務所 小野出張所	加東市社 加東市河高
事務所 余部出張所	姫路市網干 たつの市御津町 太子町鵜 姫路市林田
事務所 龍野出張所	たつの市龍野町 たつの市新宮町 宍粟市山崎町中広瀬 宍粟市一宮町
事務所 東播海岸出張所	神戸市垂水区日向 明石市中崎 明石市相生

津波対応表

対 応 部 署	津 波 予 報 区
事務所 小野出張所 余部出張所 東播海岸出張所	兵庫県瀬戸内海沿岸

姫路河川国道事務所河川関係水質事故対策部運営計画

第6条 （防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号に該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要のなくなったときはこれを解除するものとする。但し、各班の編成人員構成は状況に応じ配置するものとする。

1.注意体制

- ① 直轄管理区間及びその流域において水質事故が発生した場合。
- ② 二次災害により水質事故の発生の恐れがあり対策部長が必要と判断した場合。
- ③ 警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなったが、河川の影響等の監視が必要な場合。
- ④ 海洋における油流出事故などにより、河川に被害が発生する恐れがある場合。
- ⑤ その他対策部長が必要と判断した場合。

2.警戒体制

- ① 水質事故により直轄管理区間及びその流域において、給水停止などの被害の発生または発生の恐れがある場合。
- ② 水質事故により、原因物質の流出防止対策を実施する必要がある場合。
- ③ 海洋における油流出事故などにより、河川に被害が発生した場合。
- ④ その他対策部長が必要と判断した場合。

3.非常体制

- ① 水質事故により直轄管理区間及びその流域において、給水停止などの重大な被害の発生または発生の恐れがある場合。
- ② 海洋における油流出事故などにより、直轄河川に重大な被害が発生または発生の恐れがある場合。
- ③ その他対策部長が必要と判断した場合。